

# 出展規約

## (1) 出展申込み及び本規約の効力の発生

出展申込みは、本申込書に必要な事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で、出展者は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展者は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## (2) 出展料金（スペース料金）に含まれるもの

▶ 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費 ▶ 小間スペース ▶ 共用施設の工事費及び維持費 ▶ 広報宣伝費(招待券、公式ホームページ、公式ガイドマップへの社名掲載) ▶ 来場者サービスに関わる費用 ▶ 事務局企画運営・安全管理・施設警備費用 ▶ 世界各地での展示会広報活動

## (3) 出展料金（スペース料金）に含まれないもの

▶ 公式ガイド広告掲載料 ▶ 展示物の運送費用 ▶ 自社展示物・人的損害保険料 ▶ 自社ブースの運営費 ▶ 臨時電話、インターネットの敷設費用と通信料金 ▶ 電気工事費、電気使用料 ▶ 給排水の敷設工事と使用料 ▶ 各出展小間内のゴミ処分に関わる費用 ▶ その他、通常出展小間料金に含まれないとみなされるもの

## (4) 出展料金の請求と支払い

事務局による出展申込み承認の後、出展者に出展小間料金を請求します。原則として、出展者は請求書発行日から30日以内に指定の口座に振り込むものとします。また、最終振込み期限は2018年1月31日(水)とします。指定期日までに支払われない場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

## (5) 出展申込み後の解約(スペースの一部解約も含む)

原則として、スペースの解約はできません。万が一出展者が、出展申込みの解約、または一部スペースの返還を行う場合、書面にて事務局に通知の上、下記の通り出展者は解約金(キャンセル料)を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
2017年12月22日(金)まで	出展料の25%
2017年12月23日(土)以降	出展料の100% ※

※但し、当該スペースが他の出展者によって使用された場合は出展料金の25%とします。出展面積の一部解約(縮小)の場合も同様です。

出展者が上記相当金額を未だ支払っていない際には、直ちにこれを支払うものとします。

出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分から振込手数料を引いた金額を事務局より返還します。

## (6) 小間位置の決定と発表

小間位置は出展商材、出展規模、申込み順等を考慮して事務局が決定します。また、事務局は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために、小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

## (7) 共同出展・グループ出展の取り扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合には、1社が代表して「出展申込書 1.10」を提出するものとします。その際、共同出展者の社名を記入してください。また、共同出展者は「出展申込書 1.20」を使用し、必要事項を記入の上、事務局まで通知するものとします。

## (8) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は自社の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

## (9) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損などについては一切責任を負わないものとします。

## (10) 保険

会場への展示物の搬送・搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展者で加入してください。また、会期中、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展者で行ってください。主催者及び事務局は、一切の責任を負わないものとします。

## (11) 補償

出展者が、他社ブース、事務局の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。主催者及び事務局は一切責任を負わないものとします。

## (12) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入機関及び会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展者マニュアル(2018年1月以降配布予定)にてご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展者の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されない展示物や廃棄物等は、出展者の費用で事務局が撤去いたします。その際には実費を後日請求いたします。

## (13) 出展規約の遵守

出展者は、事務局が定める一連の規約(別紙参加条件、特別条項、見本市への参加一般条項、出展申込書、出展者マニュアル)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず出展を拒否し、この際に生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。また、事務局と出展者、来場者、関係者との間で解決されない事態が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。